

令和3年度決算 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日から消費税率(国・地方)が5%から8%に、令和元年10月1日から10%に引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和3年度一般会計決算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

【歳入】地方消費税交付金(社会保障財源化分) 134,424千円

【歳出】社会保障施策に要する経費(総額) 970,762千円

(単位:千円)

区分	事業	令和3年度 決算額	財源区分				
			特定財源			一般財源	
			国・県支出金	地方債	その他	社会保障財 源化分の地方 消費税交付 金	その他
社会福祉	社会福祉総務費	46,501	22,555			5,712	18,234
	高齢者福祉費	22,027			3,044	4,528	14,455
	障害者福祉費	285,337	204,475			19,287	61,575
	児童福祉費	122,218	99,637		2,318	4,833	15,430
	小計	476,083	326,667	0	5,362	34,360	109,694
社会保険	国民健康保険経費	66,097	40,865			6,018	19,214
	介護保険経費	180,747				43,111	137,636
	後期高齢者医療経費	167,891	24,575			34,183	109,133
	小計	414,735	65,440	0	0	83,312	265,983
保健衛生	保健衛生総務費	36,621			50	8,723	27,848
	予防経費	43,323	2,422		7,240	8,029	25,632
	小計	79,944	2,422	0	7,290	16,752	53,480
合計		970,762	394,529	0	12,652	134,424	429,157